



用途地域		日影規制				
凡	例	容積率 (%)	規制される建築物	種別	規制される日影(敷地境界線からの水平距離)	測定水平面の高さ
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	60	軒高が7mをこえるかまたは3階以上の建築物	(一)	5mをこえる10m以内の範囲	1.5m
		80		(二)	10mをこえる範囲	1.5m
		100		(一)	3時間以上	2時間以上
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	80	高さ10mをこえる建築物	(一)	3時間以上	2時間以上
		150		(二)	4時間以上	2.5時間以上
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	150	高さ10mをこえる建築物	(一)	3時間以上	2時間以上
		200		(二)	4時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	150	高さ10mをこえる建築物	(一)	3時間以上	2時間以上
		200		(二)	4時間以上	2.5時間以上
第一種住居地域	第一種住居地域	200	高さ10mをこえる建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上
		300		(二)	5時間以上	3時間以上
第二種住居地域	第二種住居地域	200	高さ10mをこえる建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上
		400		(二)	5時間以上	3時間以上
近隣商業地域	近隣商業地域	200	高さ10mをこえる建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上
		300		(二)	5時間以上	3時間以上
商業地域	商業地域	400	高さ10mをこえる建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上
		500		(二)	5時間以上	3時間以上
準工業地域	準工業地域	200	高さ10mをこえる建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上
		300		(二)	5時間以上	3時間以上

防火地域は容積率400%以上の区域
準防火地域は建蔽率50%以上の区域

80 容積率 40 建蔽率 80 第一種低層住居専用地域 40 第二種低層住居専用地域 1 高度地区 1 第一種低層住居専用地域

- 市街化調整区域
- 第一種文教地区
- 第二種文教地区
- 第一種特別工業地区
- 第二種特別工業地区
- 都市計画道路
- 都市計画公園
- 生産緑地地区
- 矢川上土地区画整理区域
- 地区計画区域
- 流域下水道幹線
- 都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線
- その他の都市施設

